



目 次	ページ
告 示	
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	1
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	1
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
高知県収用委員会公告	
○収用及び使用の裁決手続の開始の決定	2
正 誤	
○正誤 (平25・5・21付け 告示)	4

告 示

高知県告示第38号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成26年1月31日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町希ノ川字東畝342の39
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第39号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。
平成26年1月31日
高知県知事 尾崎 正直

- 指定区域
南国市岡豊町定林寺字柳サコ610番イ並びに字フトガウ子616番イ及び617番1の各一部並びに字フトガウ子616番2

2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地
高知県告示第40号
漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
平成26年1月31日
高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件
◎区画漁業権（2件）

- 公示番号 区第1,003号
 - 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市養老水落地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市あしずり港岸壁区画基点
ア 甲から磁針方位41度5分の線上233メートルの点
イ 甲から磁針方位42度00分の線上238メートルの点
ウ 甲から磁針方位51度10分の線上210メートルの点
エ 甲から磁針方位49度10分の線上204メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠養殖業

(3) 地元地区
土佐清水市のうち養老及び松崎

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

- 公示番号 区第1,004号
 - 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市養老水落地先沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市あしずり港岸壁区画基点
ア 甲から磁針方位50度00分の線上145メートルの点
イ 甲から磁針方位60度40分の線上188メートルの点

ルの点
ウ 甲から磁針方位92度10分の線上160メートルの点
エ 甲から磁針方位92度10分の線上110メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠養殖業
(3) 地元地区
土佐清水市のうち養老及び松崎
(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日
平成26年4月30日

第3 漁業権の免許申請期間
平成26年2月10日から同月28日まで

第4 漁業権の存続期間
免許の日から平成35年8月31日まで
(この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第41号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所等に備え置いて縦覧に供する。
平成26年1月31日
高知県知事 尾崎 正直

土佐市中山
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市蓮池字中山	3430-1
2	〃 〃 〃	5868
3	〃 〃 〃	5865
4	〃 〃 〃	5857
5	〃 〃 〃	5851-3

6	〃	〃	字犬場	1656-1
7	〃	〃	字三枚橋	1652-2
8	〃	〃	〃	1651-1
9	〃	〃	〃	1643-1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線、標柱6と7を市道中山線に沿って結んだ線、標柱7と8を直線で結んだ線、標柱8と9を市道西宮中山線に沿って結んだ線及び標柱9と1を市道小黒大坂線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第42号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡いの町本郷

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町上八川下分字下渉瀬	3484-1
2	〃 〃 〃 〃	3395
3	〃 〃 〃 〃	3402-2
4	〃 〃 〃 字野平	3391
5	〃 〃 〃 字下渉瀬	3491-2
6	〃 〃 〃 〃	3496
7	〃 〃 〃 字西	9816
8	〃 〃 〃 字下渉瀬	3500

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線、標柱7と8を国道439号に沿って結んだ線及び標柱8と1を町道野地下線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第43号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成26年1月31日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ヲ ノ丸	1902番4	6.00	113.58	
	1902番12	4.91	20.19	
	1910番5			
	1912番16			

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成26年1月31日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
一般国道33号改築工事（高知西バイパス・吾川郡いの町枝川字棕地内から同町波川字五百地地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用水路付替工事
- 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
吾川郡いの町枝川地内

字	地番	地目		地積		裁決手続 の開始を 決定した 土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
前田	1044番 口	山林	山林	132㎡	326.42㎡	161.64㎡
			雑種地			

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。
（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）
4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
吾川郡いの町枝川地内

字	地番	地目		地積		裁決手続 の開始を 決定した 土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
前田	1044番 イ 口	宅地	雑種地	26.44㎡	26.45㎡	0.95㎡
			山林			
			雑種地		150.69㎡	4.57㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

5 土地所有者の住所及び氏名

登記名義人 亡池澤喜左衛門 法定相続人

高知市山ノ端町219番地8 持分15分の1 池澤 實子

香南市野市町東野1264番地4 持分15分の1 永野 昌世

吾川郡いの町枝川925番地7 持分15分の2 廣瀬 喜代子

（住民票住所）大阪府吹田市豊津町17番19-203号

（居 所）大阪府堺市北区中百舌島町六丁998番地3

中百舌島公園団地5号棟808号室

持分45分の2 吉田 容子

高知市城北町8番1号 持分45分の1 森岡 陽子

埼玉県深谷市人見1065番地5

持分135分の1 森岡 敬貴

高知市城北町12番16号 持分135分の1 森岡 晃司

滋賀県栗東市安養寺二丁目4番10-201号

持分135分の1 森岡 賢

神奈川県大和市林間二丁目22番22号

持分45分の2 森岡 朋之

吾川郡いの町枝川925番地6 持分15分の2 池澤 良照
大阪府大阪市住吉区长居一丁目3番18号

持分15分の2 松本 藤代
高知市一宮西町一丁目8番6号 コーポ太古橋101号

持分9分の1 黒川 明子
高知市上本宮町247番地3 持分108分の1 片岡 眞知子
高岡郡佐川町丙3620番地1

持分108分の1 野瀬 夕喜子
高知市石立町222番地2 スカイコート205

持分108分の1 森木 洋一
神奈川県横浜市磯子区森二丁目14番36-101号

持分108分の1 山内 秋子
吾川郡いの町4214番地2 持分27分の1 田村 幸子
香川県観音寺市豊浜町和田甲100番地8

持分72分の1 矢野 富也
香川県高松市木太町3768番地15

持分432分の5 矢野 融
徳島県三好市池田町サラダ1803番地3

持分432分の5 松本 縁
高知市神田23番地1 船岡団地R 9-601

持分54分の1 藤田 浩之
高知市みづき二丁目1603番地 持分54分の1 藤田 博徳
高知市薊野北町一丁目10番3号 沢田マンション72号

持分54分の1 藤田 清
高知市十津五丁目5番1号 市住260号

持分108分の1 藤田 美保
高知市薊野北町一丁目10番3号 沢田マンション67

持分108分の1 藤田 キミ
高知市竹島町84番地13 ハイソ博報101号

持分54分の1 藤田 雅之
大阪府富田林市錦ヶ丘町6番3-213号

持分54分の1 藤田 智之

6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

なし

7 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年1月22日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・5・21	9542	○告示	1	中 (8・9)	<u>長岡郡本山町七戸字口白髪山924の3・字桃木荒584の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）</u>	長岡郡本山町七戸字口白髪山942の3（次の図に示す部分に限る。）...字桃木荒584の6（次の図に示す部分に限る。）